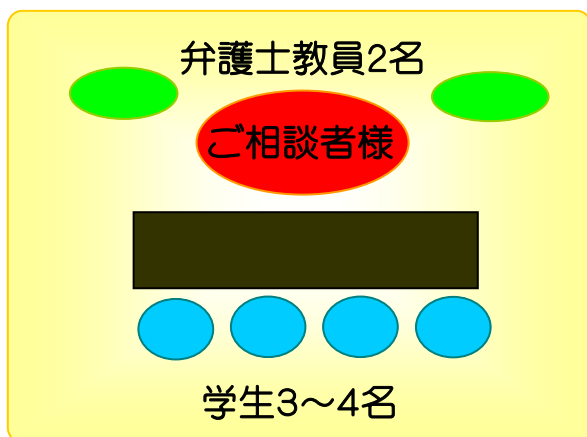


クリニック授業用(無料)法律相談をお申込みの皆様へ

クリニック授業用(無料)法律相談は、原則、研究者弁護士と実務家弁護士2名の指導監督の下、法科大学院の学生3~4名で対応させていただいております。

無料法律相談/イメージ図



「授業」ではありますが、教室で開催するのではなく、普通の法律相談と同様、面談室(個室)で一つのテーブルを囲んでご相談させていただきます。

面談では、主として、学生が質問をしたり、お話を聴き取らせていただきます。

学生には、ご相談者様からお伺いした個人情報や内容について、「秘密を守る義務」(守秘義務)があります。

全受講生は、必ず大学に対して守秘義務についての誓約書を提出しており、万一、秘密を漏洩した場合は、厳しく処罰することになっておりますので、ご安心ください。

クリニック授業用(無料)法律相談で、弁護士教員らの監督の下に学生が行うこと

○ご相談者様との面談(無料法律相談)

- ・ 学生自身が法律相談を行う(質問、聴き取り)
- ・ 事実関係や法的な問題点に基づき、必要な法情報の収集
- ・ 文書作成、関係期間とのやりとり

○受任になった場合

- ・ 法令・判例調査
- ・ 諸事実調査(文献・ヒアリング)
- ・ 内容証明、相手方への文書作成、交渉
- ・ 裁判手続の文書作成(訴状・準備書面等)
- ・ 現場調査
- ・ 各種報告書・意見書作成 等

***ご相談にお越しいただいても、必ず受任させていただくとはお約束出来ませんので、その旨、ご了承ください。**

● ご相談者様からいただいた声

「知識が無い私に対し、丁寧に対応して下さいありがとうございました」

「親切でわかりやすい説明だったので、安心して話しができました」

「学生さんの自主的に学ぶ姿勢に感激した」

「相談内容が、一般的でも大規模でもないのにも関わらず、とても細かく調べていただいて、分り易く説明していただき、私もやっと納得できました。」

「お陰様で前向きに進んでいけそうです」

「母の幸せのためにご指導いただいた線に沿って問題解決に努力します。貴重なアドバイスをありがとうございました」

「生徒の方は緊張しながらも、懸命にお答えいただいて、うれしかったです」

「今回はセカンドオピニオンとしてご意見をいただきましたが、数人の先生方と学生方が個々の観点から質問と回答いただけることが非常に良かったです」

「申込の際にメールが使えて助かりました」

*** 電話、メールでのご相談は行なっておりません。
必ずご来所いただいでのご相談になります。**